

考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

岡福祉課 TEL 22-6837

12月4日～10日は第70回人権週間

昭和23年12月10日の第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択され、今年で採択70周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択の日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

また、12月4日から10日を「人権週間」として、各地で人権擁護活動を推進する行事が行われます。

人権とは、「人間として幸せに生きていくための権利」

として、日本国憲法によって、全ての国民に保障されています。

基本的な人権を互いに尊重し、自分たちの手で大切に守っていかなければなりません。

私たち一人ひとりが、家庭、学校、職場や地域など身近なところから、互いの人権を尊重し合い、いじめや虐待のない、国籍や性別・出身などを理由に差別を受けることのない、明るい社会を築いていきましょう。

人権啓発活動強調事項

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 子どもの人権を守ろう
- 3 高齢者の人権を守ろう
- 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 5 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 9 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 10 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 11 インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 12 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 13 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 14 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 15 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 16 人身取引をなくそう
- 17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう



ご存知ですか？

人権に関する法律を紹介します

平成28年に差別を解消することを目的に施行された、三つの法律の概要について紹介します。法律の趣旨を正しく理解し、人権についてあらためて考える機会として、まずは法律を知ることから始めてみませんか。

障害者差別解消法

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」は、障がいや理由とする差別を解消するため、国、都道府県、市町村や事業者などに対し、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることで、障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会の実現をめざしたものです。

ヘイトスピーチ解消法

平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動(ヘイトスピーチ)をなくすことで、民族や国籍などの違いを越え、互いに人権を尊重しあう社会を築くことをめざしたものです。

部落差別解消推進法

平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」は、今もなお偏見に基づく部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を促進し、部落差別のない社会の実現をめざしたものです。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍などの違いを越え、互いに人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

近年インターネットなどの普及により情報の発信や取得が容易となる中、部落差別につながる情報が、インターネット上に流れるなど現在も新たな問題が発生しています。

困ったときは相談を

同和問題(部落差別)や女性、高齢者を含む、さまざまな人権問題についての相談を受け付けています。最寄りの法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので気軽に相談してください。



法務省の人権擁護機関 — • みんなの人権110番
Tel.0570-003-110(平日8時30分~17時15分)
• インターネット相談窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

市役所福祉課 — • Tel.22-6837(毎月第2水曜日に相談窓口を開設)
詳細は、P26をご覧ください。